

情報満載

比布町役場 (代表)	85-2111
総務企画課	85-4801
まちづくり推進室	85-4802
税務住民課	85-4803
保健福祉課	85-4804
地域包括支援センター	85-2112
産業振興課	85-4806
建設課	85-4807
議会事務局	85-4808
農業委員会	85-4809
比布町教育委員会	85-2262
図書館	85-3354
体育館・改善センター	85-2513
保健センター	85-2555
びびたく号	85-4800
グリーンパークびっぶ	85-2383
遊湯びっぶ	85-4700

わが家のアイドル



きむら ひまり ちゃん
木村 向葵
和真さん・弥菜さんの次女
(1歳11か月・寿町)

三姉妹の次女「ひまり」です。歌や踊りが大好きで、音楽が聞こえると体が勝手に動きます♪元気いっぱいひまり。みんなよろしくね★

みなさんのご家庭のかわいいアイドルをご紹介します。最近の写真とコメントを添えて、役場総務企画課広報係にお寄せください。写真はカラー・白黒を問わず、Eメールでの投稿もお待ちしております。宛先は裏表紙をご覧ください。

農産加工室7月分 利用申し込みのお知らせ

7月1日から31日までの間に改善センター農産加工室の利用を希望する方は、5人以上のグループで、加工品目と数量をまとめてお申し込みください。

- 締切 6月10日(月)
- 抽選会 6月17日(月) 午前9時30分から、福祉会館

▼トマトジュース加工グループの登録受付
8月10日から9月10日までの間にトマトジュースの加工を希望するグループの受付と抽選会(代表者会議)は次の通りです。

- 締切 7月8日(月)
- 抽選会 7月16日(火) 午前9時30分から、福祉会館
- 問い合わせ 役場産業振興課特産振興係

忘れずに接種・登録を 狂犬病予防注射を実施

▼狂犬病予防注射
狂犬病予防法により、生後91日以上の犬は、年1回必ず受けなければなりません。
■日時 6月22日(土) 午前9時~11時30分
■場所 役場裏総合車庫
■手数料 一頭3,110円
▼飼いの登録

生後91日以上の犬は登録が必要です。また登録手続きをしていない方は、必ず登録をしてください。

- 手数料 一頭3,000円
- 注意事項 ①犬の鑑札と狂犬病予防注射済票は、犬の首輪などに必ず付けてください。②飼いが死亡した時や飼主が住所変更した際は、役場へ届け出をしてください。③町外の動物病院などで狂犬病予防注射を受けた時は、病院で発行された予防注射済証を持参のうえ、役場で予防注射済票の交付手続きをしてください。(一頭につき550円の交付料がかかります。)

問い合わせ 役場保健福祉課衛生係



今年も参加しよう!
びっぶ健康マイレージ事業が始まります。この事業は、自分の健康目標を自ら計画

し、健康意識を高めることを目的に実施しています。

①健康診査の受診②がん検診の受診③町が開催する健康に関する事業(健康講演会、教育委員会実施のスポーツ大会など)への参加。
または、個人の健康目標を1か月以上実行できたというように、①から③の3つの目標を達成した方に記念品を贈呈しています。
ご自分の健康を確認するために、健康診査・がん検診を受診し、健康マイレージ事業に参加しましょう。
詳しい内容は、今月号の広報紙に折り込みチラシと健康マイレージカードを折り込み

していただきますので、ぜひご利用ください。

お問い合わせ 保健センター



受けましょう! 子宮・乳がん検診(夏期集団)

▼子宮・乳がん検診(夏期集団)
ご自身の健康を守るために、子宮・乳がん検診を受けましょう。
■検診日 7月2日(火) 17日(水)、8月8日(木)、30日(金)
※申し込みをされている方に

は、6月中旬に案内文と問診票などを送付します。

また、新たに集団検診を希望する方は、保健センターにご連絡ください。
なお、集団検診日にはバスの送迎があります。
■対象者/検診料金
▽子宮がん検診 20歳以上の女性(平成12年3月31日まで生まれの方) / 1,900円

▽乳がん検診 30歳以上の女性(平成2年3月31日までに生まれた方) / 30歳~49歳: 2,200円 / 50歳以上: 1,800円

■実施場所 旭川がん検診センター(旭川市末広東2条6丁目) ☎53-7111
■問い合わせ 保健センター

戸籍のまど (5月15日までの届出)

※了承をいただいた方のみ掲載しています。
◆お悔やみ申し上げます◆
(氏名・享年・行政区)
高橋英一郎さん 96歳(西町)
▽住民関係届出は、期限内にお願いします。

14日以内

- ・転入届(他市町村から住所を移した時)
- ・転居届(町内で住所を変えた時)
- ・出生届(子どもが生まれた時)

7日以内

- ・死亡届(死亡した時)
- ・転出届(他市町村へ住所を移す時)

また、印鑑証明書の発行が必要な場合は、必ず、印鑑登録証をご持参ください。

国民年金保険料の納付が困難なときは



国民年金保険料免除制度

本人、世帯主、配偶者の前年所得がそれぞれ一定額以下、または失業などで収入が少なく、保険料の納付が困難な方には、申請により保険料が全額免除、または一部納付(免除)となる制度です。

令和元年度(R1.7~R2.6)は
令和元年7月から申請を受け付けます

免除の種類	免除に該当する所得のめやす	一部納付額(令和元年度)
全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円	-
4分の3免除	78万円	4,100円
半額免除	118万円	8,210円
4分の1免除	158万円	12,310円

※本人のほか、世帯主(父母等の第三者)、配偶者が所得審査の対象となる場合があります。
(注)全額免除以外の場合は、残りの保険料(一部納付額)を納める必要があります。
(注)保険料が全額免除や一部免除になった期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。

■納付猶予制度(50歳未満の方)

50歳未満の方で、本人、配偶者(世帯主の所得審査はありません)の前年所得がそれぞれ一定額以下、または失業などにより保険料の納付が困難な方が申請することによって、納付が猶予される制度です。

■特例免除について(失業された方の所得審査が除外されます)

特例免除は、保険料免除、納付猶予及び学生納付特例申請をする年度、または前年度において退職(失業)の事実がある場合に、失業された方の所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除、または猶予されます。
※本人が失業された場合でも、配偶者・世帯主に一定以上の所得があるときは、免除(猶予)が認められない場合があります。

令和元年度国民年金保険料 月額 **16,410円**

☆☆ くわしくは、下記窓口でご相談ください☆☆

- 問い合わせ ■ 役場税務住民課戸籍年金係
- 旭川年金事務所 ☎27-1611 ■

まちの人口(4月末現在)

総数	3,715人 (-1)
男	1,760人 (+5)
女	1,955人 (-6)
世帯数	1,829世帯 (±0)

※住民基本台帳登録数()は対前月増減数

